

Section 1: 目的

本取引業者のプライバシーに関する基準（Supplier Privacy Standard、以下「本 SPS」）は、イーライリリー・アンド・カンパニーとその関連会社（総称して「リリー」または「購入者」と、「取引業者」または「販売者」などの契約を締結する事業体との間で締結された、該当する書面または電子契約（適用されるすべての修正、発注書、作業指示書、注文書、注文書、サービス注文書、スケジュール、展示物、作業明細書、場合によっては、本 SPS が添付される）に適用される。本 SPS は当事者が処理するプライバシー及び個人情報の秘密保持の要件を定めており、その目的は当事者による処理が、適用されるグローバルなプライバシーおよびデータ保護に関する法令遵守を徹底することである。

Section 2: 定義

本 SPS において、太字で表記した用語は、定義された用語であり、下記に定義する他、SPS 中において適宜定義する。

- (a) 「**関連会社**」とは、個人またはパートナーシップ、法人、協会、有限責任会社、もしくはその他の形態の組織（以下「当事者」）に関して、関連する時点（本契約の発効日現在またはそれ以降）において、1人以上の仲介者を通じて直接的または間接的に、当事者を支配し、または当事者によって支配され、または当事者と共通の支配下にある者を意味する。
- (b) 「**本契約**」とは、リリーと取引業者との間で締結された、すべての修正、発注書、作業指示書、注文書、サービス注文書、スケジュール、または作業明細書を含む、該当する書面または電子契約を意味する。
- (c) 「**適用されるプライバシー法**」とは、個人情報の処理に適用される可能性のある制定法、法、条約、規則、規約、条例、規制、許可、判決、命令、差止命令、令状、指令、または政府機関の類似の措置であって、文脈により、一方当事者、一方当事者の関係会社（もしあれば）、当事者の下請業者（もしあれば）またはそれらの代表者による本契約およびSPSに基づく義務または行為の履行に適用されるものをいう。また、そのような法律に関連する実施規則または規制は、いずれの場合も、随時修正または置き換えられる可能性がある。
- (d) 「**同意**」とは、適用されるプライバシー法に従った自身の個人情報の処理について、情報提供を受けた上で、当該処理に対する合意を言明または明確な積極的行動により示す、個人による自発的かつ具体的な意思表示を指す。
- (e) 「**管理者**」とは、単独で、または他者と共同で、個人情報の処理の目的と手段を決定する自然人または法人を意味し、適用されるプライバシー法に基づく同等の用語が含まれる。
- (f) 「**データ主体**」とは、個人情報に関連する個人であり、適用されるプライバシー法に基づ

く同等の用語が含まれる。

- (g) 「データプライバシーフレームワーク」とは、米国商務省および欧州委員会によって策定されたEU-米国間データプライバシーフレームワーク、英国政府によるEU-米国間データプライバシーフレームワークの英国への拡張（UK Extension）、およびスイス連邦政府によるスイス-米国間データプライバシーフレームワークを総称して意味し、いずれも欧州連合、イギリス、スイスから米国に個人情報を合法的に移転するための信頼性の高いメカニズムを提供するように設計されている。
- (h) 「匿名化されたデータ」とは、特定の個人、世帯、またはデバイスに関する情報に関連付けられていない、または合理的に関連付けることが出来ない、および特定の個人、世帯、またはデバイスに関する情報を推測するために合理的に使用できないデータ、並びに適用法に基づいて「匿名」又は同等の用語として定義されるデータをいう。
- (i) 「政府当局」とは、国家または政府、その州またはその他の政治的下位区分、および政府の行政、立法、司法、規制、もしくは行政の機能を行使する、または政府に関連する団体を意味する。
- (j) 「当事者」または「当事者達」とは、本契約に記載されている意味を持つものとし、そのような定義が存在しない場合は、リリーと取引業者、および本契約または本SPSに拘束される各当事者の関連会社を意味する。
- (k) 「個人情報」とは、特定された、または識別可能な自然人に関連する情報、および「個人データ」、「個人情報」、または適用法によって同等の意味に定義されるその他の情報を意味する。個人情報は、あらゆる媒体または形態（コンピューター化された記録または電子記録および書面のファイルを含む）で存在しうる。さらに、他の情報（症例報告書情報、臨床試験識別コード、個人的プロファイル情報、他の一意の識別子またはバイオメトリック情報を含むがこれらに限定されない）が処理される場合、かかる情報も個人情報とみなされる。なお、仮名化された個人情報（追加情報がなければ個人を特定できない情報）も適用されるプライバシー法で義務付けられている範囲で個人情報とみなされる。
- (l) 「処理」、「処理する」または「処理される」とは、自動的手段であるか否かを問わず、個人情報について行われる操作もしくは一連の操作（収集、記録、編成、保管、改作もしくは修正、検索、参考、使用、送信による開示、配付、構造化、制限もしくは提供、配置もしくは組み合わせ、遮断もしくは消去、または破棄を含むが、これらに限られない）を意味する。
- (m) 「処理者」とは、管理者に代わって個人情報を処理する自然人または法人を意味し、「復処理者」または「サービスプロバイダー」を含むがこれらに限定されず、適用されるプラ

イバシー法に基づく同等の用語が含まれる。

- (n) 「**個人データ侵害**」とは、移転、保管あるいは他の方法で処理された個人情報の破壊、紛失、改ざん、開示、アクセス、またはセキュリティの侵害、もしくは説明不能な状態のいずれかが、既知または合理的に疑われる不正、偶発的、あるいは不法な行為、適用されるプライバシー法で定義される「個人データの侵害」、「セキュリティインシデント」、または同等の用語のいずれかを意味する。
- (o) 「**プライバシーに関する要請**」とは、取引業者が、個人またはリリー・取引業者間の本契約の当事者でない団体から受領した個人情報に関する要請をいう。
- (p) 「**制限付き移転**」とは、当事者または復処理者への個人情報の移転、当事者または復処理者による個人情報の移転、または当事者または復処理者の2者間での個人情報の移転を意味する。いずれの場合も、標準契約条項、データプライバシーフレームワーク、または適用されるプライバシー法で義務付けられているその他のデータ移転契約がない場合、適用プライバシー法によって条件付けられるか禁止される。
- (q) 「**センシティブ（機微な）個人情報**」とは、個人情報の一部分であり、その性質上、適用されるプライバシー法により、追加的にプライバシーおよびセキュリティ保護を受けるに足るものとして分類されたものをいう。
- (r) 「**本サービス**」とは、本契約に基づき取引業者がリリーのために行う特定の製品、商品、サービス、タスク又は活動を意味する。
- (s) 「**標準契約条項 (Standard Contractual Clauses)**」または「**SCCs**」とは、以下を意味する。
 - (i) 規則 (EU) 2016/679 (すなわち「一般データ保護規則 (GDPR)」) が適用される場合：欧州議会および理事会による2016年4月27日付「個人データの取扱いに関連する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する規則 (EU) 2016/679 (指令95/46/ECを廃止)」に基づき、欧州委員会実施決定 (EU) 2021/914 (2021年6月4日付) に添付された、第三国への個人データ移転に関する標準契約条項 (「SCC決定」) の該当条項、(ii) 英国版 GDPR (UK GDPR) が適用される場合：2018年「欧州連合 (離脱) 法」第3条および2019年「データ保護・プライバシー・電子通信 (改正等) (EU離脱) 規則」 (SI 2019/419) 附則1により保持・改正された「UK GDPR」に基づき、2022年3月21日付で2018年データ保護法第119A(1)条に基づき採択された「国際データ移転契約 (IDTA)」または「EU委員会標準契約条項への国際データ移転付属書 (UK Addendum)」。(iii) スイス連邦データ保護法 (Swiss FDPA) が適用される場合：スイス連邦データ保護・情報コミッショナー (FDPIC) により、スイスからの個人データ移転を対象とするよう修正された、SCC決定に添付された該当条項。(iv) ブラジル一般データ保護法 (Lei Geral de Proteção de Dados, LGPD) が適用さ

れる場合：ブラジル国家データ保護機関（ANPD）による「個人データの国際移転に関する規則」の附属書IIに定められた該当条項。(v) サウジアラビア個人データ保護法（PDPL）が適用される場合：サウジアラビアデータ・人工知能庁（SDAIA）により発行された「個人データ移転のための標準契約条項」に定められた該当条項。(vi) トルコ個人データ保護法（Kişisel Verileri Koruma Kanunu, KVKK）が適用される場合：トルコ個人データ保護機関（KVKK）により発行された「国外への個人データ移転のための標準契約」に定められた該当条項。

- (t) 「復処理者」とは、当事者によって、または当事者の代理人として任命され、個人情報を処理する者（第三者および当事者の関連会社を含むが、当事者の従業員を除く）を意味し、適用されるプライバシー法に基づく同等の用語を含む。

Part I

一般的な義務

以下の義務は、取引業者が個人情報の管理者として行動する場合にも、処理者として行動する場合にも適用されるものとする。

Section 1: 当事者の個人情報処理活動

- (a) 本SPSの別紙Aには、処理の対象と期間、処理の性質と目的、処理される個人情報の種類、およびそのような処理の対象となるデータ主体のカテゴリなど、個人情報の処理に関する説明が記載されている。両当事者は、必要に応じて、更新された別紙Aを相手方当事者に送付することにより、両当事者の現在の処理義務を反映するために別紙Aの事務上の修正を行うことができ、または他方当事者は、いずれの場合も、これらの特定の処理義務を反映するためだけに、サービスの範囲を改訂したり、その他の重要な変更を加えたりしないために、別紙Aの修正を要求することができる。

Section 2: 個人情報の守秘義務

- (a) 本SPSに基づく当事者の義務は、本契約の要件に追加される。
- (b) 個人情報は機密情報と見なされ、各当事者は、本契約の履行のために処理されたすべての個人情報を、本契約の条件に従って厳重に保持することに同意するものとする。各当事者は、本サービスを履行するため、または本契約に基づく義務を遵守するために個人情報にアクセスする必要がある従業員、請負業者、および復処理者のみに対し、個人情報を利用可能にするものとする。また、個人情報の機密保持について拘束力のある義務を負う従業員、請負業者、および復処理者のみに対し、個人情報を提供するものとする。

Section 3: 適用されるプライバシー法の遵守

- (a) 各当事者は、個人情報の処理に関する法的および規制上の要件を常に把握する必要がある。各当事者の処理は、サービスの満足度に限定されるだけでなく、適用されるすべてのプライバシー法を遵守するものとする。
- (b) 各当事者は、政府、規制当局、監督当局との協力、データ保護影響評価、および該当する政府当局(データの発信元に基づいて該当する場合)によって、SCCに基づき適切なレベルのデータ保護を提供していないとみなされる国の法律および慣行の評価を含む、すべての適用されるプライバシー法を他方当事者が遵守できるように、他方当事者を速やかに支援および協力するものとする。
- (c) 適用されるプライバシー法で義務付けられている場合、各当事者はデータ保護責任者を任命し、データ保護責任者の氏名と連絡先の詳細について相手方当事者に通知し、最新情報を提供するものとする。
- (d) 取引業者が個人情報に関連付けられた、個人情報から派生した、またはその他の方法で個人情報に関連する匿名化されたデータを受領または処理する場合、その範囲において、取引業者は、以下を履行する。(i)匿名化されたデータが個人、世帯、またはデバイスと関連付けられないようにするための合理的な措置を講じること。(ii)匿名化された形式で情報を維持および使用することを公に約束し、情報の再特定を試みないこと。(iii) その他、適用されるプライバシー法に基づく匿名化されたデータの保持および処理に適用される要件を遵守すること。(iv) 契約上、以降の受領者に対して、本 SPS のPart I の本Section 3(d) のすべての規定を遵守する旨を契約上義務付けること。
- (e) 取引業者は、本契約に基づくリリーの履行に必要な場合、リリーがこれらの個人の個人情報を処理できるようにするために、その従業員および承認された復処理者から必要なすべての承認を確保する。これには、リリーのシステムまたは施設へのアクセスに必要な情報、個々の実績測定基準の維持、および同様の情報を含む。
- (f) 各当事者は、相手方当事者に対し、(i)受領当事者(および復処理者)が、適用されるプライバシー法に基づく開示当事者の義務と一致する方法で移転された個人情報を使用することを保証するための合理的かつ適切な措置を講じる権利、及び、(ii)通知があった場合、個人情報の不正使用および不正処理を停止および訂正する権利を付与する。

Section 4: 制限付き移転

- (a) 本契約の一部として、いずれかの当事者が制限付き移転従って(直接的または間接的に)個人情報を受け取るようになった場合、取引業者及びリリーは以下について同意する。

取引業者のプライバシーに関する基準

- (i) 契約の締結により、両当事者は SCC（標準契約条項）も締結したことになり、本 SPS の不可欠な一部として明示的に組み込まれる。両当事者は、本 SPS の別紙 A および B に記入することに同意する。ブラジル、トルコ、サウジアラビア王国、英国、スイス、または別紙 A に指定された他の国のデータ主体の個人情報については、両当事者は別紙 A に記載された SCC の修正を採用し、該当する現地法に合わせて SCC を適用する。
 - (ii) 一方当事者が SCC で要求されるのと同等の保護レベルを提供できないと合理的に判断した場合、その判断を速やかに書面で相手方に通知し、通知した当事者は直ちにその個人情報の取り扱いを是正しなければならない。是正措置には、個人情報への追加的な組織的または技術的対策の適用が含まれる場合があり、それができない場合は、通知した当事者、個人情報のすべての取り扱いを是正するまで、その取り扱いを停止しなければならない。
 - (iii) 取引業者がデータプライバシーフレームワークの認証を取得している場合、取引業者は以下のことを保証する：(a) 当該認証が本 SPS に定めるサービスおよび個人情報の意図された処理をカバーしていること、(b) 取引業者が個人情報を処理する期間中はデータプライバシーフレームワークの認証を維持し続けること。
 - (iv) 取引業者が何らかの理由で上記の SPS の Part I の Section 4(a)(i) または (ii) のいずれかを遵守できない場合、取引業者は直ちにリリースに通知することに同意する。両当事者は、適切な代替的な移転措置及び遵守措置を迅速に決定し、実施するために協力するものとする。
- (b) いずれの場合も、各当事者は、当該移転措置および遵守方法の決定および維持に関して発生する自己の費用を負担するものとする。リリースおよび取引業者は、相互の書面合意により、データ移転契約またはその他遵守方法を終了または変更することができる。
- (c) 米国のセンシティブ（機微な）個人情報へのアクセス
- (i) 取引業者は、28 C.F.R. § 202.211 に定義される「Covered Person」ではないことを表明し、保証する。
 - (ii) 取引業者は、米国人の個人情報またはセンシティブ個人情報に論理的または物理的にアクセスできるその従業員、関連会社、請負業者、サービスプロバイダー、または復処理者のいずれも「Covered Person」ではないことを保証するものとする。
 - (iii) 本 SPS の Part III の Section 1(g) または 1(i) にかかわらず、取引業者は、米国人の個人情報またはセンシティブ個人情報を、28 C.F.R. § 202.601 に記載されている「Country of

Concern（懸念国）」に転送したり、そのような情報へのリモート アクセスを許可しないものとする。

- (iv) 取引業者は、(1)米国の個人情報またはセンシティブ個人情報への「Covered Person」による実際または疑わしい論理的・物理的アクセス、または(2)これらの情報が「Country of Concern」へ転送された場合やそのような国からリモートアクセスされた場合には、発見後、遅滞なく（ただし 72 時間以内に）privacy@Lilly.com 宛にリリーへ電子メールで通知しなければならない。いずれの場合も、リリーは書面による通知により直ちに本契約を終了させる権利を有する。

Section 5: 安全性

- (a) 各当事者は、個人情報が発見的または不正な破壊、改ざん、不正な開示やアクセスから保護されるよう、適切な運用上、技術的および組織的措置を文書化し実施しているものとする。また、当事者は本契約の一部として組み込まれているリリーの情報セキュリティ基準（ISS）（<https://www.lilly.com/suppliers/supplier-resources>に掲載）を遵守する。かかる方策は、個人情報の機密性に見合ったものでなければならない。取引業者は、安全手段の管理、システムおよび手順の有効性および回復力（レジリエンス）を定期的に試験またはその他の方法で監視する。取引業者は、個人情報のセキュリティ、機密性、可用性および完全性に対して合理的に予見できる内外のリスクを定期的に特定し、かかるリスクを制御するための保護措置（個人情報の仮名化および暗号化を含む）が適切に講じられるよう徹底する。適用されるプライバシー法に従って、取引業者は、従業員および復処理者がセキュリティ・プログラムの要件を遵守しているかを監視するものとする。
- (b) 各当事者は、本 SPS および該当する SCC の遵守を示すために必要なすべての文書を保持するものとし、本 SPS に基づく当該当事者による個人情報の処理に関して、適用されるプライバシー法で要求される可能性のある文書を保持するものとする。

Section 6: 個人データ侵害

- (a) 取引業者は、個人データの侵害、または本SPSに違反する個人情報の使用または開示の申し立てを迅速かつ徹底的に調査する。取引業者は、個人データ侵害または本SPSの重大な違反を発見した場合、不当な遅延なく（ただし72時間以内）、privacy@lilly.com に電子メールでリリーに通知し、リリーが適用されるプライバシー法に基づく当該個人データ侵害についてデータ主体に報告または通知する義務を果たすための十分な情報をリリーに提供する。さらに、上記に関連して、取引業者は、潜在的な損害を軽減するための合理的な措置を講じ、根本原因分析を実施し、要求に応じて、分析の結果とその修復計画をリリーと共有す

る。適用法で許可されている範囲で、取引業者は、そのような個人データ侵害の解決および是正においてリリーと合理的に協力するものとする。個人データ侵害がリリーのみによって引き起こされたことを取引業者が証明する場合を除き、取引業者は、取引業者による個人データ侵害または本SPSの違反の解決に関連するすべての費用を負担するものとする。これには、調査の実施、データ主体およびその他への適用法やその他の規則・ガイドライン・基準に基づく通知、消費者への1年間のクレジットモニタリングの提供、消費者・規制当局・メディアからの問い合わせへの対応などが含まれる場合があるが、これらに限定されない。適用されるプライバシー法で要求されない限り、取引業者はリリーの個人情報に影響を及ぼす個人データ侵害について、リリーの事前の書面による同意なしに、いかなる第三者、行政当局への通知や公表も行わない。ただし、前述の制限にかかわらず、取引業者は同じ個人データ侵害の影響を受ける可能性のある他の顧客への通知や、侵害が発生した場合に自らのサプライヤー（例：法律顧問、フォレンジック調査会社、保険会社）への相談を行うことは妨げられない。ただし、その際は、通知や相談の中でリリー、その関連会社、リリーのデータ主体、またはリリーの個人情報について言及したり、開示したりしてはならない。

Section 7: 分離

- (a) 本SPSのいずれかの条項が無効または執行不能となった場合でも、本SPSの残りの部分は引き続き有効であり、効力を有するものとする。無効または執行不能な条項は、(i)両当事者の意図を可能な限り維持しながら、その有効性および執行可能性を確保するために必要な最小限の範囲で修正するか、またはそれが不可能な場合は、(ii)無効または執行不能な部分を含まないように解釈する。

Part II

独立した管理者としての取引業者の義務

Section 1: 一般的な管理者の義務

- (a) 各当事者が個別の管理者として個人情報を処理する範囲において、本契約に基づく取引業者の他の義務(上記Part Iに規定されているものを含む)に加えて、取引業者は本Part IIに基づく義務を遵守するものとする。
- (b) 取引業者および取引業者のために行動する第三者は、個人情報の受領、収集、編集、使用、保管、処理、共有、保護、セキュリティ（技術的、物理的、管理的）、廃棄、破壊、開示、または移転（越境を含む）に関して、適用されるプライバシー法をすべて遵守する。これには、適用されるプライバシー法に基づき必要とされる通知の提供、同意や事前承認の取得、評価の実施が含まれる。

- (c) 取引業者は、個人情報を「共有」または「販売」（これらの用語は適用プライバシー法で定義されている）せず、クロスコンテキスト行動広告の目的で使用または開示しないものとする。

Section 2: 同意と承認

- (a) 取引業者は、個人情報の保護に関する一般的な原則を遵守し、データ主体に対し自らのデータ処理について通知し、データの安全性と機密性を確保するために必要な措置を講じ、個人のアクセス権や訂正権などの権利を尊重するものとする。これに加え、取引業者は以下に同意する。(a) 個人情報（識別されたものおよび匿名化された派生データを含む）を処理・共有するために必要な全ての許可または法的根拠を取得・保存すること、(b) 個人情報の処理に関して第三者と法的に求められる契約を適時締結すること、(c) 取引業者が管理または保有する個人情報の処理について、エンドユーザーが同意を撤回したり、処理に反対またはオプトアウトできる仕組みを提供すること。

Part III

処理者としての取引業者の義務

Section 1: 一般的な処理者の義務

- (a) 取引業者がリリーに代わって処理者として個人情報を処理する場合、上記のPart Iに規定されているものを含む、本契約に基づく取引業者の他の義務に加えて、取引業者は本 Part III に基づく義務を遵守する。
- (b) 取引業者は本SPS及びリリーの書面による指示に従って本サービスを履行する以外のいかなる目的にも、個人情報の処理、保持、開示を行わず、その他個人情報を使用しないものとする。その処理等には、第三国や国際的な組織への個人情報の移転に関する事も含む。目的外の処理等は、取引業者が対象となっている適用されるプライバシー法によって要求されない限り、行ってはならない。法の要求に基づき処理する場合、その法が公益上の重要な理由に基づき通知を禁止しない限り、取引業者は、処理する前に、リリーに法律上要求されている旨を通知する。本契約書に明記されている場合を除き、取引業者は、リリーから明確な許可がない限り、第三者（復処理者を含む）に個人情報を開示、送信、または利用可能にしてはならない。本SPSの要件を完全に遵守すると、本契約に基づく他の義務を履行することができないと取引業者が信ずる場合、または取引業者が本SPSの条件を遵守できないと判断した場合、取引業者は本契約の通知条項に従って、直ちにリリーに通知し、矛盾が解消されるまたは遵守が可能になるまで、本SPSの違反になり得るいかなる行為も行わない。取引業者は、以下の行為を行わないものとする。

取引業者のプライバシーに関する基準

- (i) 本契約の満了または終了時に、本契約で明示的に許可されている場合を除き、個人情報を保持する。
 - (ii) リリーと取引業者の間の直接的な取引関係の外部で、または取引業者自身の事業目的で個人情報を処理する。
 - (iii) 「共有」または「販売」（いずれも適用されるプライバシー法で定義）またはクロスコンテキスト行動広告の目的で個人情報を使用または開示する。
 - (iv) 取引業者がリリーから、またはリリーに代わって受け取る個人情報と、適用されるプライバシー法で明示的に許可されていない限り、他の人からまたは他の人に代わって受け取る個人情報、または取引業者自身の個人から収集した個人情報を組み合わせる。
- (c) 取引業者は、適用法で禁止されていない限り、以下の場合は直ちに（72時間以内に）、プライバシーに関する要請を電子メール（privacy@lilly.com）を通じ書面でリリーに通知する。
- (i) データ主体である（またはデータ主体であると主張する）個人から、取引業者が受領した個人情報の閲覧を求める要請を受けた場合や、データ主体から当該個人情報の処理を中止することや、当該個人情報の修正、アクセス拒否、制限もしくは破棄を求める要請を受けた場合など、データ主体から、適用法上の権利に基づく要請を受けた場合。
 - (ii) 取引業者が受領した個人情報について、政府職員（データ保護機関または法執行機関を含む）から閲覧を求める要請、当該個人情報の処理を中止するもしくは開始しないこと求める要請、または政府職員から当該個人情報の修正、アクセス拒否、消去もしくは破棄を求める要請を受けた場合。
 - (iii) 取引業者が受領した個人情報の処理に関して照会、請求または苦情を受けた場合。
- (d) 適用法に基づき取引業者に開示を強制する召喚令状または類似の法的文書により政府機関又は第三者から要請を受けた場合を除き、取引業者は、本契約によりまたはリリーの書面により明示的に許可されない限り、プライバシーに関する要請に応じることが許可されない。リリーがプライバシーに関する要請を受けた場合、リリーの要請に応じて、取引業者は直ちにリリーに合理的な範囲ですべての情報を提供し、リリーが合理的に要請する支援を提供すると共に、かかるプライバシーに関する要請つきリリーの合理的な指示に従う。
- (e) 取引業者は、本契約に記載した本サービスまたは事業の利用目的の達成に必要な限度に限り、個人情報の処理を行うものとする。本サービスもしくは当該利用目的の達成または法律上の義務に必要な期間に限り、データを保管するものとする。取引業者は、本契約により提供される本サービスに従って、個人情報の完全性および通用性を確保するために適正な措置を講じるものとする。

- (f) 本サービスが個人情報をデータ主体から直接（例えば、登録手続きまたはウェブページを通して）収集することを必要とする場合、取引業者は、各データ主体に予め個人情報の利用に関する明瞭かつ明白で、簡潔、平明で、分かりやすくかつ容易にアクセス可能な通知を行う。通知は、本契約の規定、本SPS、適用されるプライバシー法およびリリーの指示に沿ったものでなければならない。取引業者によるデータ主体からの直接の個人情報の収集が、センシティブ（機微な）個人情報の取得にあたって適用されるプライバシー法で義務づけられている場合、取引業者はデータ主体から同意を取得する。ただし、取引業者がウェブページその他の方法で使用条件、プライバシー・ステートメントその他の条項をデータ主体に提示したとしても、処理者としての取引業者の役割を含め本SPSに基づく取引業者の義務もしくは権利または取引業者が個人情報を使用できる方法は一切変更されないものとする。
- (g) 取引業者は、国境を越えて個人情報を移転してはならず、個人情報への遠隔アクセスを従業員、関連会社、請負業者、復処理者、サービス提供者その他第三者に許可してはならない。ただし、リリーが取引業者に提供する処理の指示書において、かかる国境を越える個人情報の移転または遠隔アクセスが明示的に許可されている場合、または当該移転もしくは遠隔アクセスについてリリーの事前の書面による同意を得ている場合はこの限りではない。なお、取引業者は、別紙Aで詳述されている目的のために、承認済みの復処理者の場所へ個人情報を移転したり、アクセスを認めたりすることができる。それ以外の目的で国境を越えて移転したり、アクセスを許可したりする場合は、事前にリリーの書面による同意を要するものとする。取引業者は、個人情報の移転先となる国の法律や慣行が、取引業者が本SPSまたはその他の適用されるコンプライアンス要件に基づく義務を果たすことを妨げるかどうかをリリーが評価できるように、リリーが合理的に要求する情報をすべて提供しなければならない。これには、個人情報の開示要求や公的機関によるアクセスを認める措置などが含まれる。取引業者が個人情報をかかる国に移転し、またはかかる国において遠隔アクセスを可能にするため、取引業者は、適用法により必要となりうる遵守体制を整備し、実行することに同意するものとする。
- (h) 取引業者が、充分性認定を受けていない第三国の公的機関への制限付き移転対象となる個人情報の開示を義務付ける法的手続を受領した場合、適切にかつ速やかに以下の対応を行うものとする。(i) 取引業者に課せられた義務と本SPSが提供する保護措置との矛盾について、該当する公的機関に通知すること。(ii) 法的に禁止されていない限り、リリーに法的手続の通知とその写しを速やかに提供すること。(iii) 法的手続の合法性を評価すること。(iv) 十分な根拠がある場合は、法的手続の有効性に異議を唱えるため、合理的な努力をもって対応すること。(v) 関係する裁判所または当局が本案について判断を下すまで、法的手続の効果を一時停止するための暫定的措置を講じるよう求めること。(vi) 適用される手続規則に基づ

き開示が必要となるまで、個人情報の開示を控えること。(vii) 法的手続に応じる際は、合理的な解釈に基づき、許容される最小限の個人情報のみを提供すること。

- (i) リリーは、通常、取引業者が復処理者に個人情報の処理を依頼することを許可するが、取引業者は、別紙Aに記載の復処理者の追加や入れ替えに関する意図的な変更を、少なくとも30日前にリリーに通知するものとし、両当事者が復処理者について合意できない場合、リリーはかかる変更に対し、30日以内に異議を唱える権利および/または本契約を終了する権利を有するものとする。復処理者は、本契約に基づいて取引業者が提供を委託したサービスを提供する目的でのみ個人情報を処理することが許可され、その他の目的で個人情報を処理することは禁止される。復処理者に個人情報へのアクセスを許可する前に、取引業者は、下請処理者が本契約に規定されている条件と同等以上の保護条件を遵守することを要求する書面による契約を締結したことを確認するものとする。制限付き移転が関与する範囲で、取引業者は、復処理者が最初に個人情報を処理する前に、標準契約条項が復処理者との契約に関連するすべての時期に組み込まれていること、または、当事者が政府機関から十分であると認定を受けた方法を用いることを確認するものとする。取引業者は、復処理者の作為および不作為について、その作為または不作為が取引業者によって行われた場合と同程度に、引き続き全責任を負う。
- (j) 本契約における取引業者の義務を損なうことなく、取引業者は、個人情報の処理に関する問い合わせ、請求、苦情、および要求に対応するためにリリーに協力する。
- (k) 取引業者がリリーへのサービス提供を終了する際には、リリーの選択により、取引業者は30日以内にすべての個人情報（そのコピーやすべての媒体に保存されている個人情報を含む）をリリーに返却するか、情報セキュリティ基準の第9条に従いすべての個人情報を安全に破棄し、その旨をリリーに証明しなければならない。なお、取引業者は、適用法令に従い法的アーカイブとして必要な場合、1部のみコピーを作成し保持することができる。ただし、そのように保持される個人情報については、(i) 本SPSの義務が引き続き適用されること、(ii) その個人情報が利用者に容易にアクセスできない状態で保持されること、これらの条件を満たす限りにおいて、個人情報を保持することが認められる

Section 2: 監査

- (a) 取引業者は、リリーからの合理的な要請があった場合、リリーまたはリリーが選任する独立した監査法人による監査を受け入れるものとする。当該監査はサプライヤーの通常の営業時間内にリリーの費用負担で実施されるものとする。かかる監査は原則として年1回を上限とするが、セキュリティ侵害もしくは本SPSに基づくサプライヤーの重要な違反が発生または疑われる場合、または政府当局からの問い合わせや要請に対応するために監査が必要または望ましい場合には、この限りではない。取引業者は、いかなる監査にも合理的に協

取引業者のプライバシーに関する基準

力する義務を負う。監査の結果、取引業者のセキュリティプログラムに重大な不備または本SPSの違反が判明した場合、リリーは他の権利を損なうことなく、当該問題が解決されるまで、取引業者への個人情報の送信および取引業者による個人情報の取扱いを一時停止する権利を有する。さらに、取引業者は自らの費用負担により、速やかにセキュリティプログラムの不備の是正または違反事項の修正および再発防止のために必要な変更を実施するものとする。

別紙 A

取引業者のプライバシーに関する基準に準拠したデータ処理に関する
 情報フォーム
 (取引業者が記入しリリーに返送すること)

A. 当事者のリスト

データ輸出者

1)	名前:	[契約締結するリリー事業体]
	住所:	本契約に規定されているとおり
	担当者の氏名、役職、連絡先:	本契約に規定されているとおり

データ輸入者

1)	名前:	[契約締結する取引業者の事業体]
	住所:	本契約に規定されているとおり
	担当者の氏名、役職、連絡先:	本契約に規定されているとおり

B. 処理の説明

処理活動	当事者のステータス	データ主体の分類	処理される個人情報の分類	処理されるセンシティブ個人情報の分類及び適用される制限:	適用されるSCC
取引業者は、本契約に記載の本サービスを提供するため処理する	リリーが管理者 取引業者が処理者	<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 消費者 (End-Users) <input type="checkbox"/> 医療担当者 (Healthcare Providers)	<input type="checkbox"/> 従業員データ <input type="checkbox"/> 消費者データ <input type="checkbox"/> 医療担当者 (Healthcare Provider) データ		EEA、英国、スイスからの制限付き移転にはモジュール2が適用される。

取引業者のプライバシーに関する基準

		<input type="checkbox"/> 動物医療担当者 (Animal Healthcare Providers) <input type="checkbox"/> 臨床試験の被験者 <input type="checkbox"/> 臨床試験担当医師 <input type="checkbox"/> 取引業者または他の事業者の従業員 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載): [入力]	<input type="checkbox"/> 動物医療関係者 (Animal Healthcare Provider) データ <input type="checkbox"/> 臨床試験の被験者データ <input type="checkbox"/> 臨床試験担当医師データ <input type="checkbox"/> 取引業者または他の事業者の従業員データ <input type="checkbox"/> その他に処理される個人情報 (具体的に記載): [入力]		
当事者は、従業員の個人情報を処理する (例: サービスの提供および管理、請求書の管理、契約の管理および関連する紛争の解決、一般的な問い合わせへの対応や提出、自身の規制上の義務への準拠など)。	リリーが管理者 取引業者が処理者	従業員	従業員データ	なし	EEA、英国、スイスからの制限付き移転にはモジュール2が適用される。 サウジアラビア王国からの制限付き移転にはテンプレート2 (管理者から処理者) が適用される。 トルコからの制限付き移転にはモジュール2が適用される。
サプライヤーは管理者として個人情報を収集または受領する	リリーが管理者 取引業者が管理者	<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 消費者 (End-Users) <input type="checkbox"/> 医療担当者 (Healthcare Providers) <input type="checkbox"/> 動物医療担当者 (Animal Healthcare Providers) <input type="checkbox"/> 臨床試験の被験者 <input type="checkbox"/> 臨床試験担当医師	<input type="checkbox"/> 従業員データ <input type="checkbox"/> 消費者データ <input type="checkbox"/> 医療担当者 (Healthcare Provider) データ <input type="checkbox"/> 動物医療関係者 (Animal Healthcare Provider) データ <input type="checkbox"/> 臨床試験の被験者データ <input type="checkbox"/> 臨床試験担当医師データ		モジュール1: EEA、英国、スイスからの制限付き移転に関するもの テンプレート1 (管理者から管理者へ): サウジアラビア王国からの制限付き移転に関するもの

取引業者のプライバシーに関する基準

		<input type="checkbox"/> 取引業者または他の事業者の従業員 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載): [入力]	<input type="checkbox"/> 取引業者または他の事業者の従業員データ <input type="checkbox"/> その他に処理される個人情報(具体的に記載): [入力]		
--	--	---	--	--	--

1. 取引業者の復処理者への移転の場合も、処理の対象、性質、期間を明記してください。

取引業者により記載

2. 承認された復処理者

認定復処理者の会社名 (取引業者の関連会社を含む)	問い合わせ窓口の詳細	処理の詳細 (主題、性質、及び復処理の期間)	サービス場所	保護措置
[各復処理者の正式名称を含める]	[連絡先の氏名、役職、連絡先の詳細を含める]	[復処理者が行う処理の詳細を含める]	[サービスが提供される場所/データが保存される場所を含める]	[データ受領者がEEA/UK 外に所在する場合は、実装されている追加の保護措置(署名入りのSCCなどを指定する)]

3. 処理の期間：個人情報の保存期間、またはそれが不可能な場合には、その期間を決定するために使用される基準

管理者として、当事者はビジネス上の目的がある限り、または適用されるプライバシー法で認められる最長期間、個人情報を保持する。

処理者として、取引業者は契約期間中、個人情報を保持し、その後は適用されるプライバシー法で別途義務付けられていない限り、個人情報を削除する。

C. 国際的な個人情報移転に関する情報

1. 移転の頻度 (例：1回限りのデータ移転か、継続的な移転か)

移転は以下で行う（いずれかを選択）

- 継続的
- 日付 から開始し、日付 で終了する1回限り

2. GDPR SCC の目的:

- a. オプション条項 7（ドッキング条項）が適用される。
- b. 第 9 条(a) モジュール 2（復処理者の利用）：オプション 2 が SPS のサブプロセッサー条項に従って適用され、「期間」は本 SPS Part III の Section 1 (i)に記載されている期間と同一とする。
- c. オプション条項 11(a)（救済）は適用されないものとする。
- d. 13(a)（監督）については、以下を適用するものとする。これらの条項に基づき個人情報が移転されるデータ主体が、商品の提供やサービスの提供、または行動の監視に関連している加盟国のいずれかに所在している場合、別紙 A の Section C.2.e に記載された加盟国の監督当局が、適格な監督機関として機能する。
- e. 第 17 条（準拠法）オプション 1 が適用され、指定された加盟国はオランダとする。
- f. 第 18 条（裁判管轄および管轄裁判所の選択）：当事者間の合意により、以下の加盟国のいずれかを裁判管轄および管轄裁判所として指定するものとする：オランダ。
- g. EU 標準契約条項の附属書 I および II は、本別紙 A（取引業者のプライバシーに関する基準に準拠したデータ処理に関する情報フォーム）および本 SPS の別紙 B（技術的および組織的対策）に記載された参照情報により完成される。

3. 英国の GDPR の対象となる制限付き移転に関して、SCC（参照により組み込まれる）は、英国国際データ移転契約(以下「UK IDTA」)の Part 2（必須条項）の規定に従って読み取られ、修正されたものとみなされるものとし、両当事者は、UK IDTA の Part 1（表）の目的に必要な情報が以下に記載されていることを確認する。

- a. 表 1 - 当事者は、取引業者とリリーであり、連絡先の詳細は本別紙 A に上記のとおり記載されている。
- b. 表 2 - 本別紙 A に定めるオプション条項を含む、承認された EU 標準契約条項。
- c. 表 3 - 附属書は、本 SPS の別紙 A および B に記載された関連情報によって完成されたものとみなされる。
- d. 表 4 - いずれの当事者も、英国 IDTA の第 19 条に規定されている終了の権利を持たない。

4. 両当事者は、スイスの FDPA の対象となる個人情報に関して、SCC が以下のように修正お

よび適応して適用されることに同意するものとする。

- a. スイス連邦データ保護情報コミッショナーは、独占的な監督当局である。
- b. 「加盟国」という用語は、第 18 条に従って、スイスのデータ主体が常居所(スイス)で権利を訴える可能性を排除するように解釈してはならない。
- c. EU SCC における GDPR への言及には、データ保護に関するスイス連邦法（改正または代替）の同等の規定への言及も含まれるものとする。

5. ブラジルからの制限付き移転: 上記を損なうことなく、本契約の一部として、取引業者が処理者として（直接または間接的に）制限付き移転に基づき個人情報を受領する場合（これには、リリーがブラジルからブラジル国家データ保護機関によって十分なデータ保護水準があると認められていない国へ送付する個人情報が含まれるが、それに限定されない）、取引業者とリリーは次のように合意する。

- a. SCCの第1条（当事者の特定）は、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。
- b. SCCの第2条（目的）は、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。
- c. SCCの第3条（再移転）は、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。
- d. SCCの第4条（当事者の責任）については、オプションAが適用され、エクスポートがSPS Part I Section 4に定められた義務の遵守に責任を持つものとする。
- e. SCCのSection III（セキュリティ措置）は、本SPSの別紙Bに記載された情報によって完成されたものとみなされる。

6. サウジアラビア王国からの制限付き移転: 上記事項に影響を及ぼすことなく、本契約の一部として、取引業者が制限付き移転に従って（直接的または間接的に）個人情報を受領する場合（これには、サウジアラビア王国からサウジアラビアのデータおよび人工知能当局により適切なデータ保護を提供すると見なされていない国にリリーが送付する個人情報を含むがそれに限定しない）、取引業者とリリーは次のように合意する。

- a. SCCの付属書1は、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。
- b. ;SCCの付属書2は、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。
- c. ;SCCの付属書3は、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。

7. トルコからの制限付き移転：上記を損なうことなく、本契約の一部として、取引業者が処理者として（直接または間接的に）制限付き移転に基づき個人情報を受領する場合（これには、リリーがトルコからトルコ個人データ保護局によって十分なデータ保護水準があると認められていない国へ送付する個人情報が含まれるが、それに限定されない）、取引業者とリリーは次のように合意する：
- a. Module Two（管理者から処理者への移転）が適用される。
 - b. 復処理者に関するSPSの該当Sectionに従い、SCCの第8条（サブプロセッサー）ではオプション2が適用され、「期間」はSPS Part III Section 1 (i)に記載された期間と同一とする。
 - c. 第10条（救済措置）オプションの文言は適用されない。
 - d. Clause 16（契約の当局への通知）に関し、[データ輸出者／データ輸入者]は、トルコ個人データ保護局への通知義務を果たすことに同意する。
 - e. SCCの付属書Iは、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。
 - f. SCCの付属書Iの移転分野の法的根拠は、[“契約の当事者の個人データの処理が必要であり、それが契約の成立または履行に直接関連する場合”、またはトルコのKVKKによって許可されたその他の法的根拠]である。
 - g. Annex II（SCCの付属書II）は、本SPSの別紙Bに記載された情報によって完成されたものとみなされる。
 - h. SCCの付属書IIIは、本SPSの別紙Aに記載された情報によって完成されたものとみなされる。

取引業者のプライバシーに関する基準 別紙 B 技術的及び組織的な対策

<https://www.lilly.com/suppliers/supplier-resources>に掲載された、本契約またはその後の修正の日付時点で有効であったリリーの情報セキュリティ基準が、以下に記載される追加の処理者の対策とともに優先されるものとする。